



R7. 10. 1～
柔軟な働き方を実現する
ための措置スタート



【働くパパ・ママへ】

育児・介護休業法が改正され、令和7年4月から、子の看護等休暇の対象が小学校3年生までの子に拡大されました。さらに、残業免除の対象は小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されました。

【介護をしながら働く皆様へ】

育児・介護休業法が改正され、介護離職防止のための措置が拡充されました。介護に直面したら離職を考える前に会社に制度利用の相談をしましょう。

改正育児・介護休業法に関する相談・問合せは 岩手労働局 雇用環境・均等室へ

中小企業事業主・中小企業で働く方もお気軽にご利用ください！

TEL 019-604-3010 (8:30～17:15 土日祝・年末年始除く)

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

(R7.6)